- 1. 対象となる電気工作物の定義等(規則第79条及び第80条関係)
 - (3) 容器と管の範囲

容器とは、鏡、胴、管寄、ノズル、マンホール及びハンドホールまでの範囲をいい、容器と管は第1溶接線(溶接線は管とする)又は第1溶接線にフランジが溶接される場合はフランジ面で区分する。

2. 溶接事業者検査の内容 (規則第82条関係)

ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものに係る溶接事業者検査は次に定めるところにより行う こととする。

- (1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接事業者検査
- ① (略)
- ② ①のイに掲げる事項については、客観性を有する方法により 発電用火力設備の技術基準の解釈(平成25年5月17日付け20130507商局第2号。以下「技術基準の解釈」という。)第107条第1項に規定する試験を実施し、当該試験に合格すること。
- 3. 溶接事業者検査に係る検査の基準(規則第82条関係)

溶接事業者検査に係る検査の基準は、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号。以下「技術基準」という。)に適合するものであって、当該溶接部の安全性が確保されていると認められることとする。ただし、技術基準の解釈の該当部分のとおりである場合には技術基準に適合するものとする。別表1及び別表2に溶接事業者検査の工程別に対応する技術基準の解釈の該当条文を示す。

なお、技術基準の解釈によらない場合には、技術基準に適合することを検証しなければならない。

- 5. 適用除外(規則第83条関係)
- (1)規則第83条第3号の「連続しない穴」とは、補強を必要とする隣接する穴において、それぞれの穴の「補強の有効範囲」が重複していないものをいう。ここで、「補強の有効範囲」とは、<u>日本工業規格JISB8</u>201(2005)「陸用鋼製ボイラー構造」の「6.6.11 補強の有効範囲」とする。
- (2) 規則第83条第3号の「<u>漏止め溶接</u>」とは、伝熱管、ハンドホール用ふた板又は温度計座その他の機器の取付けを機械的な方法(拡管、ねじ接合等をいう。)で行うことにより、十分な接合性能を有する部分について、更に漏止め性能の維持、向上を目的として行う溶接をいう。

なお、容器又は管の劣化、損傷等によって漏えいが生じた場合にこれを止める目的で行う溶接は、「<u>漏止</u>め溶接」に該当しない。

(別表2)

溶接事業者検査に係る検査の方法及び技術基準の解釈の該当条文

電気工作物の種類:

発電用火力機器(ボイラー等、熱交換器等、液化ガス設備)

溶接事業者検査の工程	溶接事業者検査の方法	技術基準の解釈の 該当条文
イ 溶接部の材料 (材料検査)	(略)	(略)
開先検査の前まで に確認する。		
ロ 溶接部の開先 (開先検査)	(略)	(略)
溶接前に確認する。		
ハ 溶接の作業及び 溶接設備 (溶接作業検査)	(略)	(略)

現 行 1.対象となる電気工作物の定義等(規則第79条及び第80条関係)

(3) 容器と管の範囲

容器とは、鏡、胴、管寄、ノズル、マンホール及びハンドホールまでの範囲をいい、容器と管は第1溶接線(溶接線は管とする)又は第1溶接線にフランジが溶接される場合はフランジ面で区分する。う

2. 溶接事業者検査の内容 (規則第82条関係)

ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものに係る溶接事業者検査は次に定めるところにより行う こととする。

- (1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接事業者検査
- ① (略)
- ② ①のイに掲げる事項については、客観性を有する方法により 技術基準の解釈 第107条第1項に規定する試験を実施し、当該試験に合格すること。
- 3. 溶接事業者検査に係る検査の基準(規則第82条関係)

溶接事業者検査に係る検査の基準は、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号。以下「技術基準」という。)に適合するものであって、当該溶接部の安全性が確保されていると認められることとする。ただし、発電用火力設備の技術基準の解釈(平成25年5月17日付け20130507商局第2号。以下「技術基準の解釈」という。)の該当部分のとおりである場合には技術基準に適合するものとする。別表1及び別表2に溶接事業者検査の工程別に対応する技術基準の解釈の該当条文を示す。

なお、技術基準の解釈によらない場合には、技術基準に適合することを検証しなければならない。

- 5. 適用除外(規則第83条関係)
- (1)規則第83条第3号の「連続しない穴」とは、補強を必要とする隣接する穴において、それぞれの穴の「補強の有効範囲」が重複していないものをいう。ここで、「補強の有効範囲」とは、<u>日本工業規格JIS82</u>01(2005)「陸用鋼製ボイラー構造」の「6.6.11 補強の有効範囲」とする。
- (2) 規則第83条第3号の「<u>漏れ止め溶接</u>」とは、伝熱管、ハンドホール用ふた板又は温度計座その他の機器の取付けを機械的な方法(拡管、ねじ接合等をいう。)で行うことにより、十分な接合性能を有する部分について、更に<u>漏れ止め性能</u>の維持、向上を目的として行う溶接をいう。

なお、容器又は管の劣化、損傷等によって漏えいが生じた場合にこれを止める目的で行う溶接は、「<u>漏れ</u> 止め溶接」に該当しない。

(別表2)

溶接事業者検査に係る検査の方法及び技術基準の解釈の該当条文

電気工作物の種類:

発電用火力機器(ボイラー等、熱交換器等、液化ガス設備)

溶接事業者検査の工程	溶接事業者検査の方法	技術基準の解釈の 該当条文
イ 溶接部の材料 (材料検査)	(略)	(略)
開先検査の前まで に確認する。		
ロ 溶接部の開先 (開先検査)	(略)	(略)
溶接前に確認する。		
ハ 溶接の作業及び 溶接設備 (溶接作業検査)	(略)	(略)

				現行	
	以正朱			96 HJ	
耐圧検査を実施す			耐圧検査を実施す		
る前までに確認する。			る前までに確認する。		
二 溶接後熱処理	(略)	(略)	二 溶接後熱処理	(略)	(略)
(熱処理検査)		(, 1,	(熱処理検査)		()
耐圧検査を実施す			耐圧検査を実施す		
る前までに確認する。			る前までに確認する。		
ホ 非破壊試験	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が	(略)	ホ 非破壊試験	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が	(略)
(非破壊検査)	技術基準に適合するものであることを次のとおり確認する。		(非破壊検査)	技術基準に適合するものであることを次のとおり確認する。	
耐圧試験を実施す			耐圧試験を実施す		
る前までに確認する。	検査に先立ち試験を実施する者が 技術基準の解釈に規定され		る前までに確認する。	検査に先立ち試験を実施する者が 次の事項のいずれかに適合	
	<u>た有資格者であるか</u> 確認する。 (削る)			<u>しているか</u> 確認する。 ① 日本非破壊検査協会規格 NDIS0601(1991)及び JIS Z	
	(自)の)			<u>① 日本非級褒換電協云規格 ND1S0001(1991)及び J1S 2</u> 2305(2001)に基づく有資格者	
	(削る)			② 認定制度、認定要領等が第三者に確認されたものである	
	(11.9)			等、客観性を有した認定試験に基づく試験に合格している	
	2. (略)			2. (略)	
へ 機械試験	(略)	(略)	へ 機械試験	(略)	(略)
(機械検査)			(機械検査)		
耐圧試験を実施する			耐圧試験を実施する		
前までに確認する。	(mta)	(mts)	前までに確認する。	(10.61)	(70.6.)
	(略)	(略)	ト 耐圧試験	(略)	(略)
(耐圧検査)			(耐圧検査)		
材料検査から機械			材料検査から機械		
試験までの全ての検			試験までの全ての検		
査が終了した後に確			査が終了した後に確		
認する。			認する。		
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
(外観の状況確認)			(外観の状況確認)		
耐圧検査と同時期か			耐圧検査と同時期か		
全ての検査が終了した			全ての検査が終了した		
後に確認する。ただし、			後に確認する。ただし、		
最後では外観の確認が			最後では外観の確認が		
■ 困難な場合には、事前■ に行っても良い。			困難な場合には、事前に行っても良い。		
(判定)	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが		(判定)	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが	
(13/12)	確認された場合、当該溶接事業者検査に係る溶接部は技術基準		(11)/L/	確認された場合、当該溶接事業者検査に係る溶接部は技術基準	
	に適合するものとする。			に適合するものとする	
【改正履歴】					
平成25年7月8日改正			平成 25 年 7 月 8 日改正	=	
平成28年2月25日改正			1 // 1 - //		
<u>,,,,=================================</u>					

○電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド(20120919商局第72号)

4.6. 溶接事業者検査の適用除外(漏止め溶接)

図 1 法第52条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ

図 6 漏止め溶接 に関する説明図

目次

添付資料1 溶接安全管理検査(火力設備)に関する法第52条及び関係省令の規定内容

第2部 溶接事業者検査に関する法令要求等の解説

1. 溶接事業者検査の概要

法第52条は、設置者が溶接部に対してその使用の開始前に技術基準の適合確認を行いその結果を記録、保存する「溶接事業者検査」と登録安全管理審査機関及び国が溶接事業者検査の実施体制の審査、評定を行う「溶接安全管理審査」から構成されている。

改正案

溶接事業者検査の流れ及び溶接安全管理審査との関係を「図 1 <u>法</u>第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ」に示す。また、法第 52 条及びこれに関連する施行規則の規定内容について、「添付資料 1 溶接安全管理検査(火力設備)に関する法第 52 条及び関係省令の規定内容」に示す。

1.1. • 1.2. (略)

1.3. 溶接事業者検査における実施体制と溶接安全管理審査の受審の時期(略)

(1) • (2) (略)

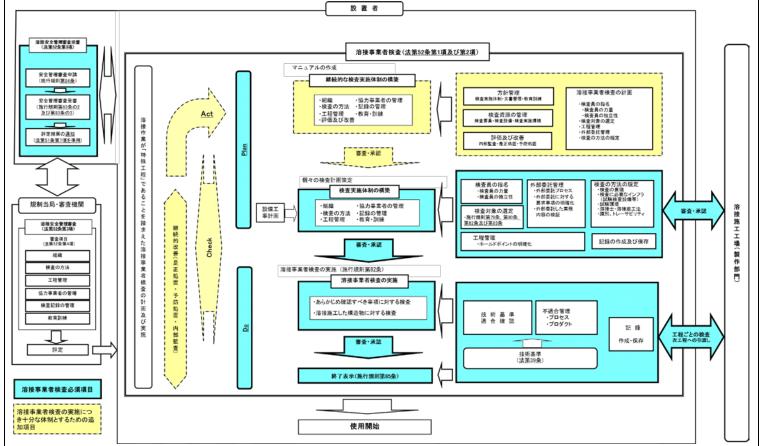


図 1 法第52条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ

目次

- 4.6. 溶接事業者検査の適用除外(漏れ止め溶接)
- 図 1 電気事業法 第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ
- 図 6 漏れ止め溶接に関する説明図

添付資料 1 溶接安全管理検査(火力設備)に関する 電気事業法 第52条及び関係省令の規定内容

第2部 溶接事業者検査に関する法令要求等の解説

1. 溶接事業者検査の概要

法第52条は、設置者が溶接部に対してその使用の開始前に技術基準の適合確認を行いその結果を記録、保存する「溶接事業者検査」と登録安全管理審査機関及び国が溶接事業者検査の実施体制の審査、評定を行う「溶接安全管理審査」から構成されている。

現 行

溶接事業者検査の流れ及び溶接安全管理審査との関係を「図 1 <u>電気事業法</u>第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ」に示す。また、法第 52 条及びこれに関連する施行規則の規定内容について、「添付資料 1 溶接安全管理検査(火力設備)に関する 電気事業法 第 52 条及び関係省令の規定内容」に示す。

1.1. • 1.2. (略)

1.3. 溶接事業者検査における実施体制と溶接安全管理審査の受審の時期 (略)

(1) • (2) (略)

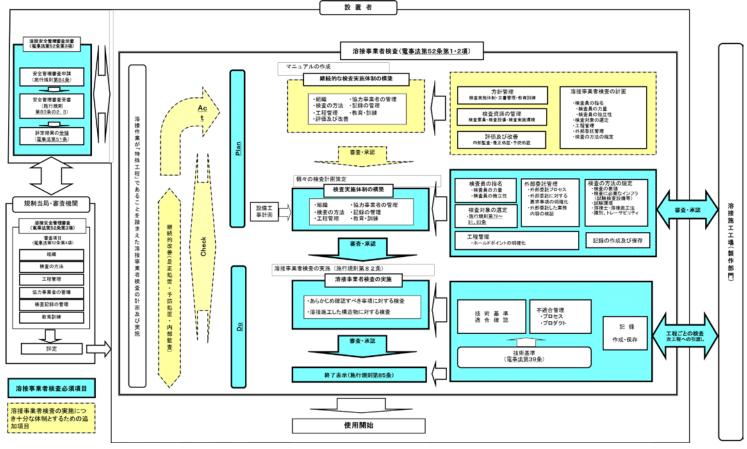
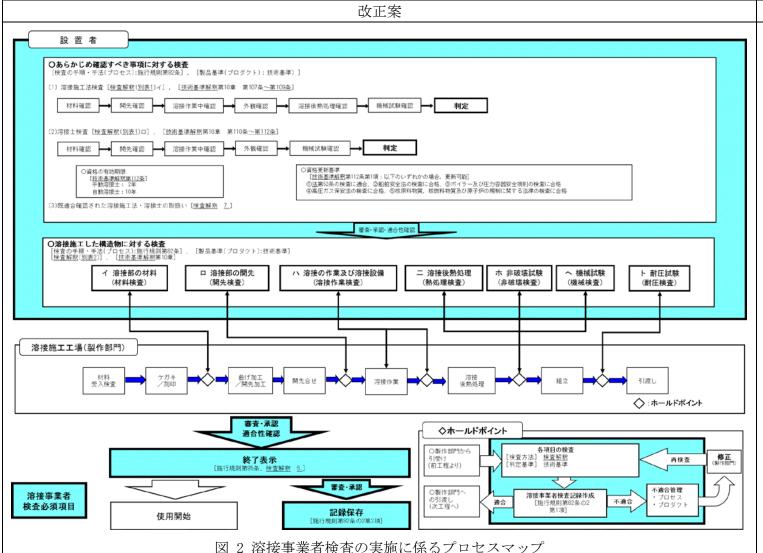


図 1 電気事業法 第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ



3.2. 法第52条に基づく溶接事業者検査に対する要求事項

【法】(溶接安全管埋検查)

第52条 (略)

2 前項の検査(以下「溶接事業者検査」という。) においては、その溶接が第三十九条第一項の主務省令で定Ⅱ める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

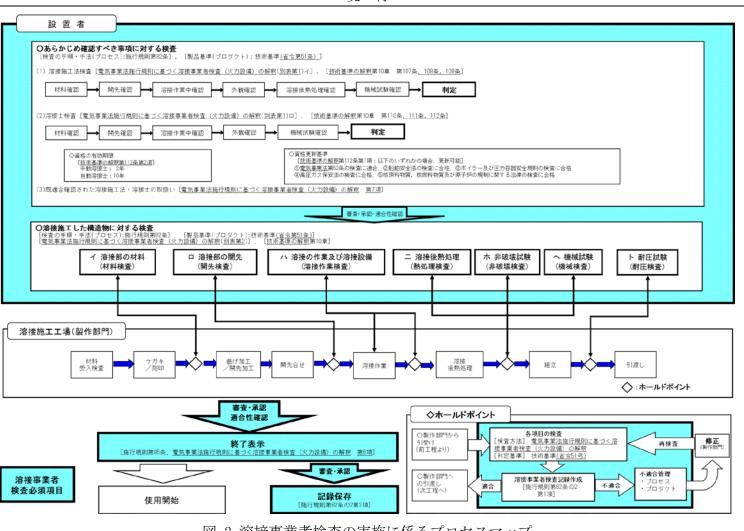
3.2. 法第52条に基づく溶接事業者検査に対する要求事項

| 溶接事業者検査は、法第52条第1項~第3項に規定されている。設置者は施行規則という。) 第79条、第80 条及び第83条に基づき、対象となる電気工作物を選定し、それらに対する溶接部が施行規則第82条に基づき技 術基準に適合していることを、使用の開始前に十分な方法で検査を行い、施行規則第82条の2に基づきその結果 を記録し、保存しなければならない。

こうした溶接事業者検査に対する施行規則の例示解釈である検査解釈において、溶接事業者検査の対象、範囲、 検査の方法などが具体的に示されている。

なお、検査解釈の序文には、検査解釈は溶接事業者検査の一例を示すものであって、これに限らず、設置者が 施行規則及び検査解釈の規定に照らして「十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠」をもって溶接事業者 検査を実施できると判断し、かつ、十分に説明責任を果たすことができれば、各条に適合すると判断できること を示している。

また、設置者は、法第 52 条第 3 項及び第 4 項に基づき、火力設備に対する溶接事業者検査の実施に係る体制に ついて、施行規則で定める時期に経済産業大臣の登録を受けた者(登録安全管理審査機関)が行う審査を受けなけ ればならない。



現行

図 2 溶接事業者検査の実施に係るプロセスマップ

3.2. 法第52条に基づく溶接事業者検査に対する要求事項

【法】(溶接安全管埋検查)

第52条 (略)

2 前項の検査(以下「溶接事業者検査」という。) においては、その溶接が第三十九条第一項の経済産業省令 で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3.2. 法第52条に基づく溶接事業者検査に対する要求事項

| 溶接事業者検査は、法第52条第1項~第3項に規定されている。設置者は施行規則という。) 第79条、第80 条及び第83条に基づき、対象となる電気工作物を選定し、それらに対する溶接部が施行規則第82条に基づき技 術基準に適合していることを、使用の開始前に十分な方法で検査を行い、施行規則第82条の2に基づきその結果 を記録し、保存しなければならない。

こうした溶接事業者検査に対する施行規則の例示解釈である検査解釈において、溶接事業者検査の対象、範囲 検査の方法などが具体的に示されている。

なお、検査解釈の序文には、検査解釈は溶接事業者検査の一例を示すものであって、これに限らず、設置者が 施行規則及び検査解釈の規定に照らして「十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠」をもって溶接事業者 検査を実施できると判断し、かつ、十分に説明責任を果たすことができれば、各条に適合すると判断できること を示している。

また、設置者は、法第52条第3項及び第4項に基づき、火力設備に対する溶接事業者検査の実施に係る体制に ついて、省令で定める時期に経済産業大臣の登録を受けた者(登録安全管理審査機関)が行う審査を受けなければ ならない。

4. 溶接事業者検査の対象範囲の解説

【施行規則】 第80条 (略)

第83条 法第52条第1項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略

二 次に掲げる工作物を、あらかじめ、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長に届け出て事業用電気 工作物として使用する場合

(略)

ロ 発電所の原動力設備に属する工作物(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号、第2号又は第4号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であって、高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)第56条の3の特定設備検査に合格し、又は同法第56条の6の14第2項の規定若しくは第56条の6の22第2項において準用する第56条の6の14第2項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三(略

4.6. 溶接事業者検査の適用除外(漏止め溶接)

【検査解釈】

5. 適用除外(規則第83条関係)

(2) 規則第83条第3号の「<u>漏止め溶接</u>」とは、伝熱管、ハンドホール用ふた板又は温度計座その他の機器の取付けを機械的な方法(拡管、ねじ接合等をいう。)で行うことにより、十分な接合性能を有する部分について、更に<u>漏止め性能</u>の維持、向上を目的として行う溶接をいう。なお、容器又は管の劣化、損傷等によって漏えいが生じた場合にこれを止める目的で行う溶接は、「漏止め溶接」に該当しない。

【解説】

検査解釈第5項(2)では、施行規則第83条第3号の「漏止め溶接」について定義している。

図6に漏止め溶接に該当する例及び該当しない例を示す。

4. 溶接事業者検査の対象範囲の解説

【施行規則】

第80条 (略)

第83条 法第52条第1項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略

二 次に掲げる工作物を、あらかじめ、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長に届け出て事業用電気 工作物として使用する場合

現行

(略)

ロ 発電所の原動力設備に属する工作物(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号、第2号又は第4号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であって、高圧ガス保安法第56条の3の特定設備検査に合格し、又は同法第56条の6の14第2項の規定若しくは第56条の6の22第2項において準用する第56条の6の14第2項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 (略)

4.6. 溶接事業者検査の適用除外(漏れ止め溶接)

【検査解釈】

5. 適用除外(規則第83条関係)

(2) 規則第83条第3号の「<u>漏れ止め溶接</u>」とは、伝熱管、ハンドホール用ふた板又は温度計座その他の機器の取付けを機械的な方法(拡管、ねじ接合等をいう。)で行うことにより、十分な接合性能を有する部分について、更に<u>漏れ止め性能</u>の維持、向上を目的として行う溶接をいう。なお、容器又は管の劣化、損傷等によって漏えいが生じた場合にこれを止める目的で行う溶接は、「漏れ止め溶接」に該当しない。

【解説】

検査解釈第5項(2)では、施行規則第83条第3号の「<u>漏れ止め溶接</u>」について定義している。 図6に漏れ止め溶接に該当する例及び該当しない例を示す。

漏れ止め溶接に該当する例②

ハンドホール用

取付け時

内圧

使用時

内圧により十分な接合

性能を有している。

ふた板等

漏れ止めを目

的とした溶接

外側

固定用治具(溶接後取り外す)

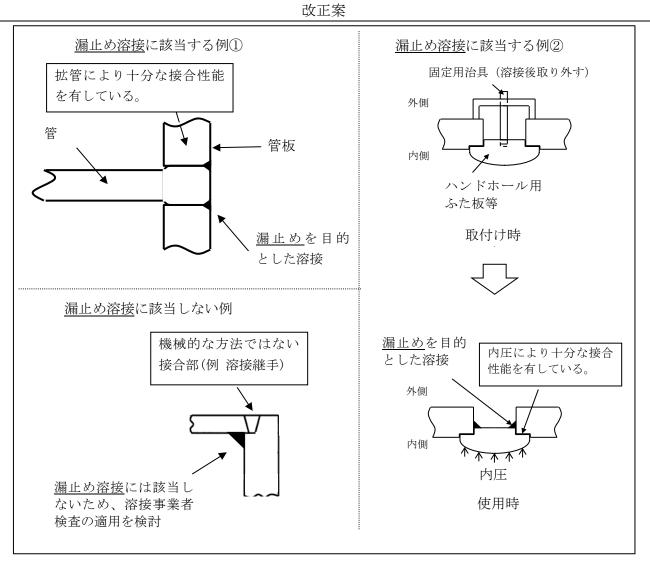


図 6 漏止め溶接に関する説明図

5.1. あらかじめの検査

【検査解釈】

2. 溶接事業者検査の内容(規則第82条関係)

ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものに係る溶接事業者検査は次に定めるところにより行う こととする。

- (1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接事業者検査
 - (略)
- ①のイに掲げる事項については、客観性を有する方法により発電用火力設備の技術基準の解釈(平成25 年5月17日付け20130507商局第2号。以下「技術基準の解釈」という。)第107条第1項に規定する試験を実 施し、当該試験に合格すること。

5.2. 溶接士の技能の有効期限に関する確認事項

【技術基準解釈】

(技能の認定)

- 第112条 溶接を行う者は、第110条第1項の溶接士の技能に係る試験に適合した技能によって溶接したもの が、次の各号に適合する場合は、同項の規定にかかわらず、同項の試験に適合した日又は次の各号に掲げる 検査に適合若しくは合格した日から 2 年を経過する日より前の直近の当該検査に適合又は合格した日から起 算して2年間は、当該技能によって溶接を行うことができる。
 - 一 次に掲げる検査のいずれかに適合したとき
 - イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第52条の検査
- <u>口</u> 略 二 略
- (略)

【解説】

溶接士の技能の有効期限に関する確認については、検査解釈別表 2における左欄に掲げる「ハ 溶接の作業及び

5.1. あらかじめの検査

【検査解釈】

2. 溶接事業者検査の内容(規則第82条関係)

漏れ止め溶接には該当

しないため、溶接事業

者検査の適用を検討

ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものに係る溶接事業者検査は次に定めるところにより行う こととする。

図 6 漏れ止め溶接 に関する説明図

現行

管板

漏れ止めを目

的とした溶接

(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接事業者検査

漏れ止め溶接に該当する例①

拡管により十分な接合性能

漏れ止め溶接に該当しない例

機械的な方法ではない

接合部(例 溶接継手)

を有している。

- (略)
- ①のイに掲げる事項については、客観性を有する方法により技術基準の解釈第107条第1項に規定する試験 を実施し、当該試験に合格すること。

5.2. 溶接士の技能の有効期限に関する確認事項

【技術基準解釈】

(技能の認定)

- 第112条 溶接を行う者は、第110条第1項の溶接士の技能に係る試験に適合した技能によって溶接したもの が、次の各号に適合する場合は、同項の規定にかかわらず、同項の試験に適合した日又は次の各号に掲げる 検査に適合若しくは合格した日から2年を経過する日より前の直近の当該検査に適合又は合格した日から起 算して2年間は、当該技能によって溶接を行うことができる。
 - 電気事業法(昭和39年法律第170号)第52条の検査に適合したとき

略

(略)

【解説】

溶接士の技能の有効期限に関する確認については、検査解釈別表 2 「溶接事業者検査に係る検査の方法及び技術

<u>溶接設備(溶接作業検査)」に対応する中欄に掲げる「2.溶接構造物の検査について」において「④ 溶接士の有</u>効期間と実機施工時期との照合を行う。」と規定されている。

5.3. 溶接施工した溶接構造物に対する検査

表 6 溶接事業者検査の工程ごとの検査の実施時期

	本 6 俗接争業有快宜の工住ことの快宜の美胞時期				
項目	溶接事業者検査の工程	溶接事業者検査の実施時期			
イ	溶接部の材料 (材料検査)	開先検査の前までに実施する <u>。</u>			
口	溶接部の開先 (開先検査)	溶接前に実施する。			
ハ	溶接の作業及び溶接設備 (溶接作業検査)				
	溶接後熱処理 (熱処理検査)				
ホ	非破壊試験 (非破壊検査)	- 耐圧検査を実施する前までに実施する <u>。</u>			
^	機械試験 (機械検査)				
7	耐圧試験(耐圧検査)	材料検査から機械検査までの全ての検査が終了した後に確認する <u>。</u> (外観の状況確認) 耐圧検査と同時期か全ての検査が終了した後に確認する。ただし、最後では 外観の確認が困難な場合には、事前に行ってもよい <u>。</u>			

6. 溶接事業者検査終了表示

【検査解釈】

6.表示(規則第85条関係)

規則第85条に規定する溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他の表示については、<u>すべて</u>の検査が終了したときに当該検査に係るボイラー等及び輸入ボイラー等の容器又は管ごとに容易に消えない方法で付するものとする。

8. 溶接事業者検査における運用上の留意事項

下記の項目は、技術基準や<u>技術基準解釈</u>において特に明示されてはいないが、実際の溶接事業者検査の運用において、次のような取扱いとなっている。

第3部 溶接事業者検査実施体制の構築と運用

1. 溶接事業者検査実施組織の構築

「第 2 部 溶接事業者検査に関する法令要求等の解説」を踏まえ、溶接事業者検査を適切に行うため、自らの 組織に最もふさわしい溶接事業者検査実施組織を構築し運用していく必要がある。

2.7. 検査の項目と要領

(1) 内容

法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものであることを記載する必要がある。このため、「第 2 部 <u>5.</u>技術基準適合確認について」を参考に、検査解釈別表 1 及び別表 2 に示す溶接事業者検査の方法について明確にし、記載する必要がある。

3.1. 溶接事業者検査の管理

検査実施組織は、溶接事業者検査を「管理された状態」で実施することが必要である。「管理された状態」と は、「溶接事業者検査の計画」に基づき溶接事業者検査を実施する際、次に該当する状態であることをいう。 なお、各検査工程には、管理責任者(プロセスオーナー)を定め、溶接事業者検査を実施する必要がある。

- 4. 協力事業者の管理
- 4.3.2 外部委託に対する要求事項の明確化
- a. (略)
- b. 溶接事業者検査員の適格性確認に関する要求事項(「5. 教育訓練」参照)

現行

基準の解釈の該当条文」における「ハ 溶接の作業及び溶接設備、2. 溶接構造物の検査について、④溶接士の有効期限と実記施工時期の照合を行う」と規定されている。

5.3. 溶接施工した溶接構造物に対する検査

表 6 溶接事業者検査の工程ごとの検査の実施時期

 2 0 俗族事業有候且の工住ことの候員の夫他時期 						
項目	溶接事業者検査の工程	溶接事業者検査の実施時期				
イ	溶接部の材料 (材料検査)	開先検査の前までに実施する				
口	溶接部の開先 (開先検査)	溶接前に実施する				
ハ	溶接の作業及び溶接設備 (溶接作業検査)					
二	溶接後熱処理 (熱処理検査)	- 耐圧検査を実施する前までに実施する				
ホ	非破壞試験 (非破壞検査)					
^	機械試験 (機械検査)					
1	耐圧試験(耐圧検査)	材料検査から機械検査までの全ての検査が終了した後に確認する (外観の状況確認) 耐圧検査と同時期か全ての検査が終了した後に確認する。ただし、最後では 外観の確認が困難な場合には、事前に行ってもよい				

6. 溶接事業者検査終了表示

【検査解釈】

6.表示(規則第85条関係)

規則第85条に規定する溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他の表示については、<u>全て</u>の検査が終了したときに当該検査に係るボイラー等及び輸入ボイラー等の容器又は管ごとに容易に消えない方法で付するものとする。

8. 溶接事業者検査における運用上の留意事項

下記の項目は、技術基準や 同解釈 において特に明示されてはいないが、実際の溶接事業者検査の運用において、次のような取扱いとなっている。

第3部 溶接事業者検査実施体制の構築と運用

1. 溶接事業者検査実施組織の構築

「第2部 溶接事業者検査に関する法令要求 <u>事項</u>等の解説」を踏まえ、溶接事業者検査を適切に行うため、自 らの組織に最もふさわしい溶接事業者検査実施組織を構築し運用していく必要がある。

2.7. 検査の項目と要領

(1) 内容

法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものであることを記載する必要がある。このため、「第 2 部 4.技術基準適合確認について」を参考に、検査解釈別表 1 及び別表 2 に示す溶接事業者検査の方法について明確にし、記載する必要がある。

3.1. 溶接事業者検査の管理

検査実施組織は、溶接事業者検査を管理された状態で実施することが必要である。管理された状態には、「溶接事業者検査の計画」に基づき溶接事業者検査を実施する際、該当する次の状態を含む必要がある。

なお、各検査工程には、管理責任者(プロセスオーナ)を定め、溶接事業者検査を実施する必要がある。

- 4. 協力事業者の管理
- 4.3.2 外部委託に対する要求事項の明確化
- a. (略)
- b. 溶接事業者検査員の適格性確認に関する要求事項(「<u>6</u>. 教育訓練」参照)

	(傍線部分は改止部分)
改正案	現。行
c∼f (略)	c~f (略)
4.4.3 民間製品認証の要件	4.4.3 民間製品認証の要件
民間製品認証制度を活用するに当たり、民間製品認証に関する以下の要件を満たす必要がある。	民間製品認証制度を活用するに当たり、民間製品認証に関する以下の要件を満たす必要がある。
①・② (略)	①・② (略)
③ 民間製品認証が、技術基準及び 技術基準解釈 に適合するものであること。	③ 民間製品認証が、技術基準及び 技術基準の解釈 に適合するものであること。
第4部 溶接安全管理審査の受審	第4部 溶接安全管理審査の受審
1. 溶接安全管理審査の受審	1. 溶接安全管理審査の受審
1.1. 溶接安全管理審査の受審に関する法令要求	1.1. 溶接安全管理審査の受審に関する法令要求

溶接安全管理審査受審に関する法令要求は、以下のとおりである。

【法】(溶接安全管理検査)

第 52 条

溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、主務省令で 定める時期(第5項において準用する前条第7項の通知を受けている場合にあっては、当該通知に係る溶接 事業者検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期)に、経済産業大臣の登録を受けた者が行う 審査を受けなければならない。

- 2. 溶接安全管理審査受審の流れ
- 2.1.2 申請書の提出
- (1) 申請者

申請者は審査を受けようとする電気工作物の設置者(法人にあってはその代表者)が、(2)申請先に示す審査機 関へ申請書を提出する。

2.1.3 安全管理審査の受審

【施行規則】

第 110 条 法第 71 条第 2 項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第 69 条第 1 項第 2 号に規定する審査対象電気工作物 設置者(以下この条において「設置者」という。)の法定事業者検査の実施に係る体制を審査すること。 二•三 (略)

するものとする。

溶接安全管理審査受審に関する法令要求は、以下のとおりである。

【法】(溶接安全管理検査)

第52条

3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、主務省令で 定める時期(第5項において準用する第51条第7項の通知を受けている場合にあっては、当該通知に係る 溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期)に、原子力を原動力とする発電用の特 定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等を設置する者 にあっては機構が、その他の者にあっては経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならな

- 2. 溶接安全管理審査受審の流れ
- 2.1.2 申請書の提出
- (1) 申請者

申請者は審査を受けようとする電気工作物の設置者(法人にあってはその代表者を示す。)が(2)申請先に示す 審査機関へ申請書を提出する

2.1.3 安全管理審査の受審

【施行規則】

第110条 法第71条第2項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第69条第1項第2項に規定する審査対象電気工作物 設置者(以下この条において「設置者」という。)の法定事業者検査の実施に係る体制を審査すること。 二•三 (略)

添付資料 1 溶接安全管理検査(火力設備)に関する法第 52 条及び関係省令の規定内容

る者は、その溶接について主務

省令で定めるところにより、そ

の使用の開始前に、当該電気工 第八十三条

規定内容	<u>法</u> 第 52 条	施行規則
	(溶接安全管理検査)	(溶接安全管理検査)
	第五十二条 発電用のボイラー、	第七十九条 • 第八十条 (略)
	タービンその他の <u>主務省令</u> で	
	定める機械若しくは器具であ	<u>(削る)</u>
	る電気工作物(以下「ボイラー	
	等」という。) であつて、主務	第八十二条の二 (略)
溶接事業	省令で定める圧力以上の圧力	2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号か
者検査の	を加えられる部分(以下「耐圧	ら第六号までに掲げる事項については五年間保存
実施義務	部分」という。)について溶接	するものとし、同項第七号から第十一号までに掲
	をするもの又は耐圧部分につ	げる事項については当該溶接事業者検査を行った
	いて溶接をしたボイラー等で	後最初の法第五十二条第五項において準用する法
	あつて輸入したものを設置す	第五十一条第七項の通知を受けるまでの期間保存

添付資料1溶接安全管理検査(火力設備)に関する電気事業法第52条及び関係省令の規定内容

規定内容	電気事業法 第 52 条	電事法施行規則	備考
	(溶接安全管理検査)	(溶接安全管理検査)	
	第五十二条 発電用のボイラー、	第七十九条 <u>~</u> 第八十条 (略)	(略)
	タービンその他の <u>経済産業省</u>		
	<u>令</u> で定める機械若しくは器具	第八十一条 削除	
	である電気工作物(以下「ボイ		
	ラー等」という。)であつて、	第八十二条の二 (略)	
溶接事業	主務省令で定める圧力以上の	2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号か	
者検査の	圧力を加えられる部分(以下	ら第六号までに掲げる事項については <u>、</u> 五年間保	
実施義務	「耐圧部分」という。)につい	存するものとし、同項第七号から第十一号までに	
	て溶接をするもの又は耐圧部	掲げる事項については <u>、</u> 当該溶接事業者検査を行	
	分について溶接をしたボイラ	った後最初の法第五十二条第五項において準用す	
	一等であつて輸入したものを	る法第五十一条第七項の通知を受けるまでの期間	
	設置する者は、その溶接につい	保存するものとする。	
	て主務省令で定めるところに		
	より、その使用の開始前に、当	第八十三条	

備考

(略)

		改正案				現行	
	作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを 保存しなければならない。ただ し、主務省令で定める場合は、 この限りでない。	一 (略) 二 次に掲げる工作物を、あらかじめ、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長に届け出て事業用電気工作物として使用する場合イ (略) 口 発電所の原動力設備に属する工作物(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であって、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十六条の三十二第二項の規定若しくは第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの 三 (略)			該電気工作物について事業者 検査を行い、その結果を記録 し、これを保存しなければなら ない。ただし、主務省令で定め る場合は、この限りでない。	一 (略) 二 次に掲げる工作物を、あらかじめ、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長に届け出て事業用電気工作物として使用する場合イ (略) 口 発電所の原動力設備に属する工作物(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であって、高圧ガス保安法第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの 三 (略)	
溶接事業 者検査に おける合	(略)	第八十五条 (略) (略)	(略)	溶接事業 者検査に おける合	(略)	第八十五条 (略) (略)	(略)
格基準 安全管理 審義務	3 溶接事業者検査を行う電気 工作物を設置する者は、溶接事 業者検査の実施に係る体制に ついて、主務省令で定める時期 (第五項において準用する前条 第七項の通知を受けている場 合にあつては、当該通知に係る 溶接事業者検査の過去の評定 の結果に応じ、主務省令で定め る時期)に、経済産業大臣の登 録を受けた者が行う審査を受 けなければならない。	一 火力発電所又は燃料電池発電所に関して、直 近の法第五十二条第五項において準用する法 第五十一条 第七項の通知(以下この条において 単に「通知」という。)において、溶接事業者検 査の実施につき十分な体制がとられていると評 定された組織であって、当該通知を受けた日か ら三年を超えない時期に溶接事業者検査を行っ		格基準 安全管理 審養務	3 溶接事業者検査を行う電気 工作物を設置する者は、溶接事 業者検査の実施に係る体制に ついて、経済産業省令で定める 時期(第五項において準用する 前条第七項の通知を受けてい る場合にあつては、当該通知に 係る溶接事業者検査の過去の 評定の結果に応じ、主務省令で 定める時期)に、経済産業大臣 の登録を受けた者が行う審査 を受けなければならない。	一 火力発電所又は燃料電池発電所に関して、直 近の法第五十二条第五項において準用する法 第五一条 第七項の通知(以下この条において単 に「通知」という。)において、溶接事業者検査 の実施につき十分な体制がとられていると評定 された組織であって、当該通知を受けた日から 三年を超えない時期に溶接事業者検査を行った ものについては、当該通知を受けた日から三年 を経過した日以降三月を超えない時期	
安全管理 審査の審 査項目	(略)	第八十六条 第七十三条の八及び第七十三条の九の 規定は、溶接安全管理検査に準用する。この場合 において、第七十三条の八中「法 <u>第五十一条</u> 第四 項」とあるのは「法第五十二条第四項」と、第七 十三条の九中「法 <u>第五十一条</u> 第五項」とあるのは 「法第五十二条第五項において準用する法 <u>第五十一条</u> 第五項」と読み替えるものとする。 第七十三条の八 法 <u>第五十一条</u> 第四項の主務省令で 定める事項は、次のとおりとする。 一~三 (略)	(略)	安全管理 審査の審 査項目	(略)	第八十六条 第七十三条の八及び第七十三条の九の 規定は、溶接安全管理検査に準用する。この場合 において、第七十三条の八中「法 <u>第五十条の二</u> 第 四項」とあるのは「法第五十二条第四項」と、第 七十三条の九中「法 <u>第五十条の二</u> 第五項」とある のは「法第五十二条第五項において準用する法 <u>第</u> 五十条の二第五項」と読み替えるものとする。 第七十三条の八 法 <u>第五十条の二</u> 第四項 <u>主務令</u> で定 める事項は、次のとおりとする。 一~三 (略)	(略)
安管審結果の大臣への報告		第八十六条 第七十三条の八及び第七十三条の九の 規定は、溶接安全管理検査に準用する。この場合 において、第七十三条の八中「法第五十一条第四		安管審結果の大臣への報告		第八十六条 第七十三条の八及び第七十三条の九の 規定は、溶接安全管理検査に準用する。この場合 において、第七十三条の八中「法第五十一条第四	

	改正案		現行
義務	6 主務大臣は、第三項の審査の 項」とあるのは「法第五十二条第四項」と、第七	義務	6 経済産業大臣は、第三項の審 項」とあるのは「法第五十二条第四項」と、第七
	結果(前項の規定により通知を 十三条の九中「法第五十一条第五項」とあるのは		査の結果(前項の規定により通 十三条の九中「法第五十一条第五項」とあるのは
評定の実	受けた審査の結果を含む。)に 「法第五十二条第五項において準用する法 <u>第五十</u>	評定の実	知を受けた審査の結果を含 「法第五十二条第五項において準用する法 <u>第五十</u>
施	基づき、当該事業用電気工作物 <u>一条</u> 第五項」と読み替えるものとする。	施施	む。)に基づき、当該事業用電 条の二第五項」と読み替えるものとする。
	を設置する者の使用前自主検		気工作物を設置する者の使用
評定結果	査の実施に係る体制について、 第七十三条の九 法 <u>第五十一条</u> 第五項の通知は、次	評定結果	前自主検査の実施に係る体制 第七十三条の九 法 <u>第五十条の二</u> 第五項の通知は、
の通知	総合的な評定をするものとす に掲げる事項を記した書面によって行うものとす	の通知	について、総合的な評定をする 次に掲げる事項を記した書面によって行うものと
	る。		ものとする。
	7 主務大臣は、第三項の審査及 一~三 (略)		7 経済産業大臣は、第三項の審 一~三 (略)
	び前項の評定の結果を、当該審		査及び前項の評定の結果を、当
	査を受けた者に通知しなけれ		該審査を受けた者に通知しな
	ばならない。		ければならない。
添付資料3	用語の解説 用語の解説	添付資料3	用語の解説

添付負料3 用語の解説

(2) 溶接事業者検査員

法第52条に基づき構築される検査体制において、溶接事業者検査の実施に係る技術力・力量を有し、溶接事 業者検査 を実施する者をいう。

なお、設置者が溶接事業者検査の一部を外部委託する場合にあっては、その外部委託先において溶接事業者 検査員として位置付けられる者も含むものとする。

【改正履歴】

平成25年7月8日改正

平成 26 年 6 月 30 日改正

平成 28 年 2 月 25 日改正

(2) 溶接事業者検査員

法第52条に基づき構築される検査体制において、溶接事業者検査の実施に係る技術力・力量を有し、法定溶 接事業者検査 を実施する者をいう。

なお、設置者が溶接事業者検査の一部を外部委託する場合にあっては、その外部委託先において溶接事業者 検査員として位置付けられる者も含むものとする。

【改正履歴】

平成25年7月8日改正

平成 26 年 6 月 30 日改正

○溶接安全管理審査実施要領(火力設備)(20120919 商局第67号)

現行 改正案 目次 目次 7.4.2 施行規則 110条 に基づく審査の方法 7.4.2 施行規則 第 110 条 に基づく審査の方法

1. 目的

電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号。以下「法」という。) 第52条及び電気事業法施行規則(平成7 年10月18日通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。) に基づき、登録安全管理審査機関が行う溶接安 全管理審査についての具体的な運用を定めたものである。

2. 適用範囲

法第52条に規定する溶接安全管理審査のうち、商務流通保安グループが所管する登録安全管理審査機関が火力 設備及び燃料電池設備に対して行うものに適用する。

電気事業法施行令(昭和40年6月15日政令第206号)第9条第3項第10号により溶接事業者検査の場所を管 轄する産業保安監督部長に権限を委任したものについては、適宜読み替えるものとする。

4. 用語の定義

本実施要領における用語の定義は、次のとおりである。

- (1) (2) (略)
- (3) 審査機関

法第69条に基づき、法第52条第3項の審査業務を行うものとして、経済産業大臣に登録した安全管理審査 機関をいう。

- (4) (略)
- (5) インセンティブ

溶接安全管理審査の結果について「溶接事業者検査の実施につき十分な体制が取られていると評定された組 織」に対して、施行規則 第83条の2に従い、次回の溶接安全管理審査の受審時期の評定通知を受けた日から3 年を経過した日以降3月を超えない時期に溶接安全管理審査を受審することをいう。

5. 溶接安全管理審査申請に対する取扱い

5.1. 申請の受付

申請書には、溶接事業者検査実施組織、審査対象電気工作物、検査責任者、ボイラー・タービン主任技術者、 検査担当窓口、溶接施工工場、検査の一部を委託する場合は、委託形態、委託先等が記載されているかなど、「様 式1 申請書記載様式 又はこれに準ずるものについて適切性を確認する。

5.2. 委任状の取扱い

(略)

5.3. 溶接事業者検査実施組織について

溶接事業者検査実施組織には、検査責任者及びボイラー・タービン主任技術者 (兼務可能)が含まれているこ

設置者が溶接事業者検査の一部を委託して行う場合であって、設置者が「添付資料 1 溶接安全管理審査の審 香基準」に示す「委託先管理」を行わない場合は、協力事業者(溶接事業者検査の委託先)ごとに設置者と協 力事業者との組合せによる溶接事業者検査実施体制を構築し、組合せごとに溶接事業者検査を実施し、溶接安 全管理審査を受審するものとする。

6. 溶接安全管理審査業務のプロセス

6.1. 溶接安全管理検査に関する法令要求の明確化

法第52条に規定される溶接安全管理検査は、溶接事業者検査、溶接安全管理審査、評定から構成される。溶接 安全管理検査業務に関係する設置者、審査機関、商務流通保安グループ、産業保安監督部(支部、中部近畿産業 保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。) は、「表 1 溶接安全管理審査に らない。

また、審査機関は、法第5編第1章「登録安全管理審査機関」に規定する法令要求に合致した組織運営及び審 査を行わなければならない。

1. 目的

電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第52条及び同法施行規則に基づき、登録安全管理審査機関が 行う溶接安全管理審査についての具体的な運用を定めたものである。

2. 適用範囲

電気事業法 第52条に規定する溶接安全管理審査のうち、商務流通保安グループが所管する登録安全管理審査機 関が火力設備及び燃料電池設備に対して行うものに適用する。

電気事業法施行令(昭和40年6月15日政令第206号)第9条第10号により溶接事業者検査の場所を管轄する産 業保安監督部長に権限を委任したものについては、適宜読み替えるものとする。

4. 用語の定義

本実施要領における用語の定義は、次のとおりである。

- (1) (2) (略)
- (3) 審杳機関

電気事業法 第69条に基づき、同法 第52条第3項の審査業務を行うものとして、経済産業大臣に登録した安 全管理審査機関をいう。

- (4) (略)
- (5) インセンティブ

溶接安全管理審査の結果について「溶接事業者検査の実施につき十分な体制が取られていると評定された組 織」に対して、電気事業法施行規則 第83条の2に従い、次回の溶接安全管理審査の受審時期の評定通知を受け た日から3年を経過した日以降3月を超えない時期に溶接安全管理審査を受審することをいう。

5. 溶接安全管理審査申請に対する取扱い

5.1.申請の受付

申請書には、溶接事業者検査実施組織、審査対象電気工作物、検査責任者、ボイラータービン主任技術者、 検査担当窓口、溶接施工工場、検査の一部を委託する場合は、委託形態、委託先等が記載されているかなど、「様 式1 申請書記載様式 又はこれに準ずるものについて適切性を確認する。

5.2. 委任状の取扱い

5.3. 溶接事業者検査実施組織について

溶接事業者検査実施組織には、検査責任者及びボイラータービン主任技術者(兼務可能)が含まれていること。 設置者が溶接事業者検査の一部を委託して行う場合であって、設置者が「添付資料1 溶接安全管理審査の審 査基準」に示す「委託先管理」を行わない場合は、協力事業者(溶接事業者検査の委託先)ごとに設置者と協 力事業者との組合せによる溶接事業者検査実施体制を構築し、組合せごとに溶接事業者検査を実施し、溶接安 全管理審査を受審するものとする。

6. 溶接安全管理審査業務のプロセス

6.1. 溶接安全管理検査に関する法令要求の明確化

法第52条に規定される溶接安全管理検査は、溶接事業者検査、溶接安全管理審査、評定から構成される。溶接 安全管理検査業務に関係する設置者、審査機関、商務流通保安グループ、産業保安監督部(支部、中部近畿産業 保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。) は、「表 1 溶接安全管理審査に 適用する関係法令等」を基本として、それぞれに要求される法令要求事項を明確にし、業務を遂行しなければな「適用する関係法令等」を基本として、それぞれに要求される法令要求事項を明確にし、業務を遂行しなければな らない。

> また、審査機関は、法第5章第1節「登録安全管理審査機関」に規定する法令要求に合致した組織運営及び審 査を行わなければならない。

6.2. 溶接安全管理検査における各実施主体の役割分担

表 2 溶接安全管理検査の実施主体における役割分担

実施主体	担当業務	技術基準の確認	備考
設置者	(略)	(略)	(略)
審査機関	●公正にかつ <u>施行規則</u> に基 づく方法による溶接安全 管理審査の実施	(略)	(略)
围	(略)	(略)	(略)

6.3. 溶接事業者検査のプロセス

「6.1 溶接安全管理検査に関する法令要求 <u>の明確化</u>」に従い設置者が行う溶接事業者検査のプロセスを「図 1 <u>法</u>第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ」及び「図 2 溶接事業者検査の実施に係るプロセスマップ」に示す。

6.4. 溶接安全管理審査のプロセス

溶接安全管理審査は、設置者が実施する溶接事業者検査を適切に外部評価し、設置者に通知することによって、設置者の自主保安の改善に資するものである。

具体的には、「図 1 <u>法</u>第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ」及び「図 2 溶接事業者検査の 実施に係るプロセスマップ」に示す設置者が行う溶接事業者検査の実施状況を審査するものである。

審査機関は、「図 3 溶接安全管理審査のプロセスマップ」に従って、<u>施行規則</u>で定める時期に法第 52 条第 4 項及び関係省令に規定される「表 4 法定審査 6 項目」について、溶接安全管理審査を行わなければならない。

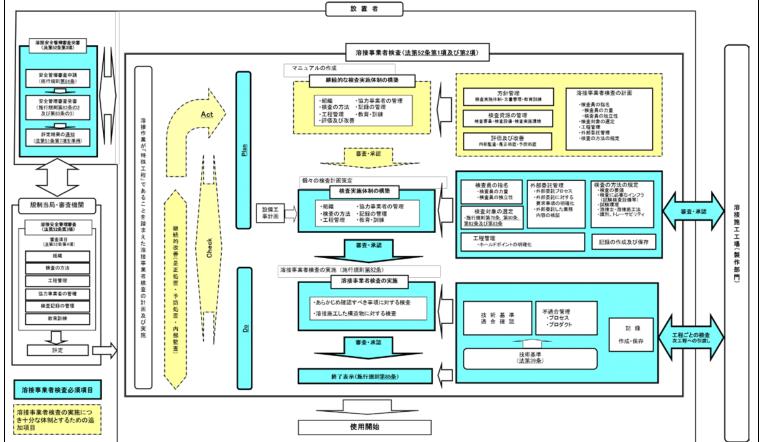


図 1 法第52条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ

現 行 6.2. 溶接安全管理検査における各実施主体の役割分担

表 2 溶接安全管理検査の実施主体における役割分担

衣と俗族女主旨座便宜の夫旭主体における仗制力担					
実施主体	担当業務	技術基準の確認	備考		
設置者	(略)	(略)	(略)		
審査機関	●公正にかつ <u>経済産業省令</u> に基づく方法による溶接 安全管理審査の実施	(略)	(略)		
国	(略)	(略)	(略)		

6.3. 溶接事業者検査のプロセス

「6.1 溶接安全管理検査に関する法令要求」に従い設置者が行う溶接事業者検査のプロセスを「図 1 <u>電気事業法</u>第52条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ」及び「図 2 溶接事業者検査の実施に係るプロセスマップ」に示す。

6.4. 溶接安全管理審査のプロセス

溶接安全管理審査は、設置者が実施する溶接事業者検査を適切に外部評価し、設置者に通知することによって、設置者の自主保安の改善に資するものである。

具体的には、「図 1 <u>電気事業法</u>第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ」及び「図 2 溶接事業者検査の実施に係るプロセスマップ」に示す設置者が行う溶接事業者検査の実施状況を審査するものである。

審査機関は、「図 3 溶接安全管理審査のプロセスマップ」に従って、<u>省令</u>で定める時期に法第 52 条第 4 項及 び関係省令に規定される「表 4 法定審査 6 項目」について、溶接安全管理審査を行わなければならない。

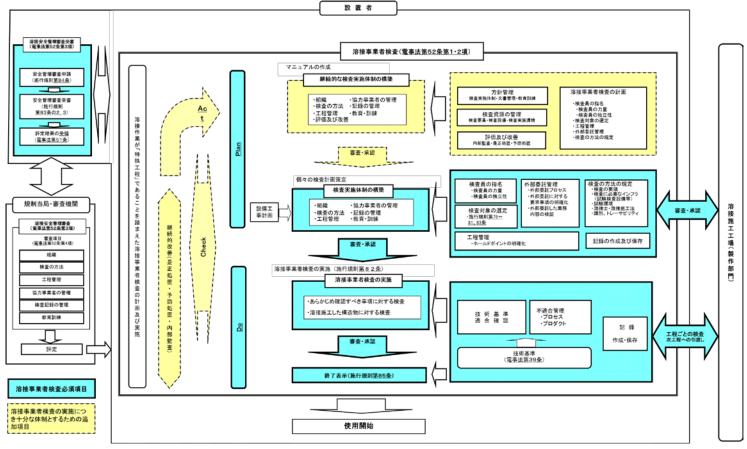
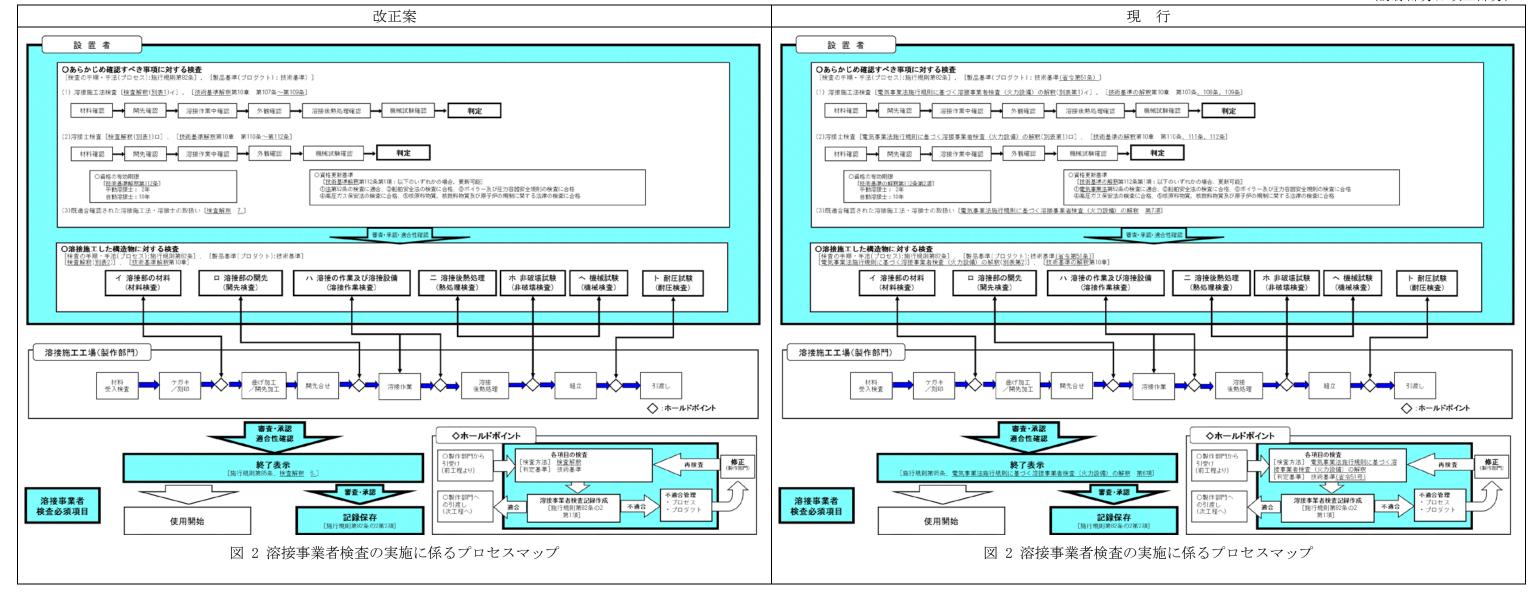


図 1 電気事業法 第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ



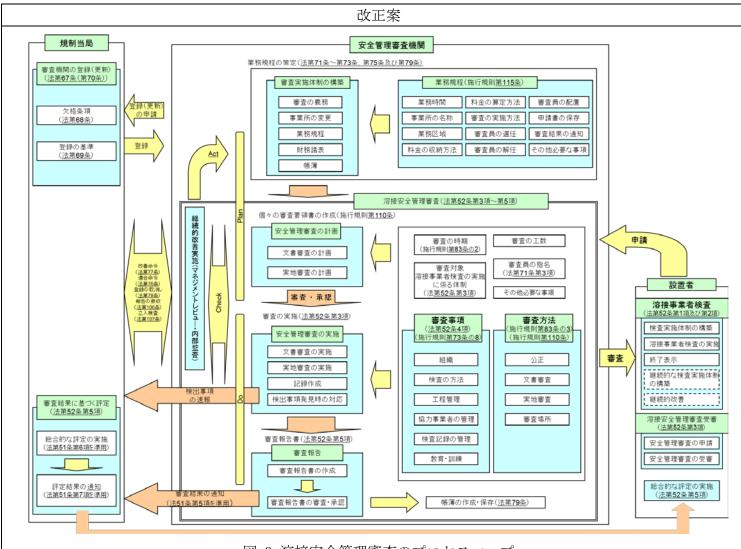


図 3 溶接安全管理審査のプロセスマップ

6.7. 審査結果及び評定について

溶接安全管理審査は、「表 4 法定審査 6 項目」に示す項目について審査を行うものとする。

また、審査機関は、法定審査項目の審査において、①インセンティブ付与のための「継続的な検査実施体制」及び②協力事業者との組合せの要否を判断するための「設置者主体による自律的な委託先管理」の審査を行い、その結果を「様式3 法第52条第5項で準用する法第51条第5項に基づく溶接安全管理審査結果通知様式」により国へ通知するものとする。

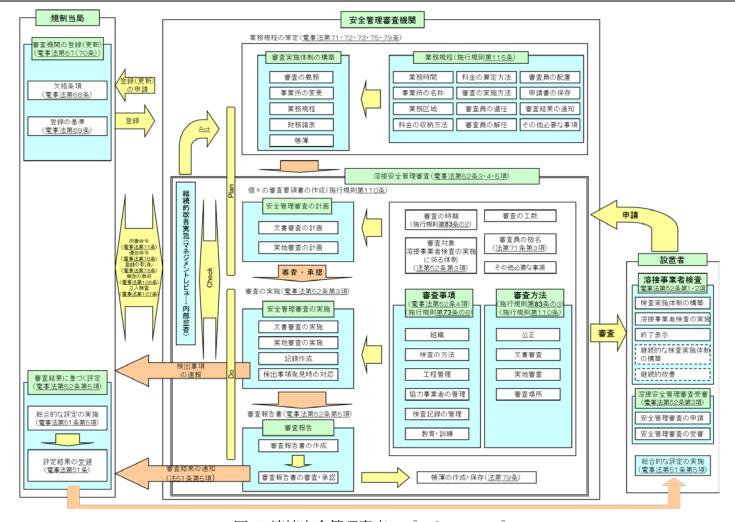
7.1. 審査の実施体制の構築

審査機関は、法第71条に基づき、公正にかつ施行規則で定める方法により溶接安全管理審査を行わなければならない。

7.2.3 審查員

審査チーム長の指示に従い、当該審査を行い、その結果を審査チーム長へ報告する。

- (1) (略)
- (2) 審査において特に注意すべき点
- $(a) \sim (e)$ (略)
- (f)次のような質問を行うことができるようにする。
- ▶ 溶接事業者検査に要求される要素を記述又は支援している手順、文書及び他の情報を設置者の担当者が知り、利用可能であり、理解し、かつ、使用しているか。
- ▶ 溶接事業者検査組織が定めた文書体系及びその他の情報が技術基準を満足する溶接事業者検査を確実に行う上で、適切であるか。
- 7.3. 審查対象範囲



現 行

図 3 溶接安全管理審査のプロセスマップ

6.7. 審査結果及び評定について

溶接安全管理審査は、「表 4 法定審査 6 項目」に示す項目について審査を行うものとする。

また、審査機関は、法定審査項目の審査において、①インセンティブ付与のための「継続的な検査実施体制」及び②協力事業者との組合せの要否を判断するための「設置者主体による自律的な委託先管理」の審査を行い、その結果を「様式3 電気事業法第52条第5項で準用する法第51条第5項に基づく溶接安全管理審査結果通知書」により国へ通知するものとする。

7.1. 審査の実施体制の構築

審査機関は、法第71条に基づき、公正にかつ経済産業省令で定める方法により溶接安全管理審査を行わなければならない。

7.2.3 審查員

審査チーム長の指示に従い、当該審査を行い、その結果を審査チーム長へ報告する。

- (1) (略)
- (2) 審査において特に注意すべき点
- (a)~(e) (略)
- (f)次のような質問を行うことができるようにする。
- ▶ 溶接事業者検査に要求される要素を記述又は支援している手順、文書及び他の情報を設置者の担当者が知り、利用可能であり、理解し、かつ、使用しているか
- ▶ 溶接事業者検査組織が定めた文書体系及びその他の情報が技術基準を満足する溶接事業者検査を確実に行う上で、適切であるか。
- 7.3. 審查対象範囲

審査対象範囲は、「図 1 法第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ」及び「図 2 溶接事業者検査 の実施に係るプロセスマップ」に示す当該申請溶接事業者検査に係るすべての範囲とする。

7.4. 審査の方法

溶接事業者検査の実施に係る体制について、次に示す施行規則第83条の3及び第110条に基づく審査の方法に したがって溶接安全管理審査を行うものとする。

7.4.1 施行規則第83条の3に基づく審査の方法

溶接事業者検査実施組織は、施行規則第83条の2第1号、第2号及び第3号に分類される。

それぞれの組織に対する審査の方法は、施行規則第83条の3第1号に規定する「溶接事業者検査の実施に係る 体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法」を基本とする。 なお、継続的な品質保証の体制が確保されていない場合は施行規則第83条の3第2号を適用する。

○施行規則(抜粋)

第83条の2 法第52条第3項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 火力発電所又は燃料電池発電所に関して、直近の法第52条第5項において準用する法第51条第7項の 通知(以下この条において単に「通知」という。)において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制が とられていると評定された組織であって、当該通知を受けた日から3年を超えない時期に溶接事業者検査 を行ったものについては、当該通知を受けた日から3年を経過した日以降3月を超えない時期

二•三 (略)

7.4.2 施行規則 第 110 条 に基づく審査の方法

溶接安全管理審査においては、施行規則 第110条 に基づき「文書審査」及び「実地審査」をそれぞれ行う必要 がある。

7.5.1 審査要領書の作成、審査、承認

申請を受理した溶接事業者検査の実施状況を法定審査項目に即して適切に審査を行うため、審査機関 は申請受 理後速やかに溶接安全管理審査申請ごとに審査要領書を作成するものとする。

審査要領書は、「表 6 審査要領書に規定すべき事項」に示す事項を明確にし、審査機関が規定した審査、承認 プロセスを経て発行されるものとする。

表 6 審査要領書に規定すべき事項

衣 0 街直女院音に焼たり、C 事気				
規定すべき事項	内容	備考		
1. 審査対象組織に関するもの	 設置者名及び所在地 溶接施工工場名及び所在地 審査実施場所 検査責任者氏名 ボイラー・タービン主任技術者氏名 連絡担当者氏名、連絡先 溶接事業者検査の委託の有無 委託の形態(「組合せ」、「組合せによらない」) 委託先 			
2. 審査計画に関するもの	(略)			
3. 審査記録に関するもの	(略)			
4. 審査実施に必要な物品等	(略)			
5. 設置者との連絡事項	(略)			

7.5.2 審査スケジュールの作成

審査スケジュールの作成に当たっては、申請者のスケジュールを加味するとともに、「添付資料 2 溶接安全管 理審査の標準審査工数」を参照して、適切な審査内容とするものとする。

添付資料1 溶接安全管理審査の審査基準

審査機関は、溶接安全管理審査において、溶接事業者検査実施体制に対して、電気工作物の安全管理を旨とし て、的確に構築され機能しているかどうかを審査しなければならない。

別紙 法定審査 6 項目に対する審査基準

1. 溶接事業者検査の実施に係る組織

現行

審査対象範囲は、「図 1 電気事業法 第 52 条に基づく溶接安全管理検査のプロセスマップ | 及び「図 2 溶接事 業者検査の実施に係るプロセスマップ」に示す当該申請溶接事業者検査に係るすべての範囲とする。

7.4. 審査の方法

溶接事業者検査の実施に係る体制について、次に示す施行規則第83条の3及び同第110条に基づく審査の方法 にしたがって溶接安全管理審査を行うものとする。

7.4.1 施行規則第83条の3に基づく審査の方法

溶接事業者検査実施組織は、施行規則第83条の2第1号、第2号、第3号に分類される。

それぞれの組織に対する審査の方法は、施行規則第83条の3第1号に規定する「溶接事業者検査の実施に係る 体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法」を基本とする。 なお、継続的な品質保証の体制が確保されていない場合は施行規則第83条の3第2号を適用する。

○施行規則(抜粋)

第83条の2 法第52条第3項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 火力発電所又は燃料電池発電所に関して、直近の法第52条第5項において準用する法第51条第7項の 通知(以下この条において単に「通知」という。)、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられてい ると評定された組織であって、当該通知を受けた日から3年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったも のについては、当該通知を受けた日から3年を経過した日以降3月を超えない時期

二·三 (略)

7.4.2 施行規則 110条 に基づく審査の方法

溶接安全管理審査においては、施行規則 110条 に基づき「文書審査」及び「実地審査」をそれぞれ行う必要が

7.5.1 審査要領書の作成、審査、承認

申請を受理した溶接事業者検査の実施状況を法定審査項目に即して適切に審査を行うため、登録審査機関 は申 請受理後速やかに溶接安全管理審査申請ごとに審査要領書を作成するものとする。

審査要領書は、「表 6 審査要領書に規定すべき事項」に示す事項を明確にし、審査機関が規定した審査、承認 プロセスを経て発行されるものとする。

表 6 案杏亜領土に担定すべき車項

1	担合よった東西	双 0 街直安原音に尻足り、C ず点	/#: 1 /.
4	規定すべき事項	内容	備考
	1. 審査対象組織に関するもの	 設置者名及び所在地 溶接施工工場名及び所在地 審査実施場所 検査責任者氏名 ボイラータービン主任技術者氏名 連絡担当者氏名、連絡先 溶接事業者検査の委託の有無 委託の形態(「組合せ」、「組合せによらない」) 委託先 	
	2. 審査計画に関するもの	(略)	
	3. 審査記録に関するもの	(略)	
	4. 審査実施に必要な物品等	(略)	
	5. 設置者との連絡事項	(略)	

7.5.2 審査スケジュールの作成

審査スケジュールの作成に当たっては、申請者のスケジュールを加味するとともに、「添付資料 2 標準審査工 数」を参照して、適切な審査内容とするものとする。

添付資料1 溶接安全管理審査の審査基準

審査機関は、溶接安全管理審査において、溶接事業者検査実施体制に対して、電気工作物の安全管理を旨とし て、法第52条第4項及び施行規則第73条の8に規定する審査事項(以下、「法定審査項目」という。)についして、電気事業法第52条第4項及び同法施行規則第73条の8に規定する審査事項(以下、「法定審査項目」と いう。)について、的確に構築され機能しているかどうかを審査しなければならない。

別紙 法定審査 6 項目に対する審査基準

1. 溶接事業者検査の実施に係る組織

- 1.1. すべての溶接事業者検査実施組織に対して求められる体制
- (1) 検査実施体制の構築
- ① (略)
- れていること。
- ③•④ (略)
- 1.2.インセンティブ付与に必要な体制
- ① (略)
- ② 文書管理及び記録の管理を規定する「文書化された手順」を確立していること。
- 1.2.2 方針管理
- (1) 検査実施体制
- ①溶接事業者検査実施組織は、法に基づき、設置者が行う溶接事業者検査を継続的にかつ適切に行うための仕組 | ①溶接事業者検査実施組織は、電気事業法 に基づき、設置者が行う溶接事業者検査を継続的にかつ適切に行うた - みについて、設置者、外部委託先及び溶接事業者検査実施組織に係る相互関係を明確にして構築し、文書化して | - めの仕組みについて、設置者、外部委託先及び溶接事業者検査実施組織に係る相互関係を明確にして構築し、文 いること。
- $(2)\sim(7)$ (略)
- 1.2.4 溶接事業者検査の計画
- (2)検査対象の選定
- こと。
- (3) 工程管理
- ①溶接事業者検査実施組織は、あらかじめ 法、施行規則等 に適合する溶接事業者検査プロセスを構築しておくこ│①溶接事業者検査実施組織は、あらかじめ 電気事業法及び同施行規則等 に適合する溶接事業者検査プロセスを構 と。この中で、不適合管理、識別、トレーサビリティ、溶接施工工場(製作部門)側との取り合いを明確にして おくこと。
- (4)検査の方法の規定
- 1.2.6 評価及び改善
- (1)内部監査
- するために、あらかじめ定められた間隔で内部監査する仕組みを構築し、維持していくこと。
- a) 溶接事業者検査の実施体制が法に適合し、溶接事業者検査実施組織が決めた溶接事業者検査に関する要求事 項に適合していること。
- b) 溶接事業者検査の実施体制が効果的に構築され、維持されていること。
- ② \sim 4) (略)
- 2. 検査の方法

審査機関は、溶接事業者検査実施組織に対する「検査の方法」について審査を行うに当たり、以下の事項につ | いて審査しなければならない。

- 2.1. 一般事項
- 定していること。
- 十分な方法で行うものであること。
- ③~~(5) (略)
- ⑥検査の方法について、検査解釈 を採用している場合は、検査対象電気工作物に対する溶接事業者検査に対して | ⑥検査の方法について、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」を採用している場 適切に適用されているものであること。
- ⑦技術基準解釈 によらない場合には、技術基準に適合することをあらかじめ検証し、その内容を記録しているこ | ⑦「技術基準の解釈」によらない場合には、技術基準に適合することをあらかじめ検証し、その内容を記録して

現行

- 1.1. すべての溶接事業者検査実施組織に対して求められる体制
- (1) 検査実施体制の構築
- ②設備工事計画に従って、法第52条に基づき適切に溶接事業者検査を行うことができる実施体制の構築が計画さ 2設備工事計画に従って、電気事業法第52条に基づき適切に溶接事業者検査を行うことができる実施体制の構 築が計画されていること。
 - ③•④ (略)
 - 1.2.インセンティブ付与に必要な体制
 - ① (略)
 - ② 文書管理及び記録の管理を規定する「文書化された手順」を確立していること
 - 1.2.2 方針管理
 - (1) 検査実施体制
 - 書化していること。
 - $(2)\sim(7)$ (略)
 - 1.2.4 溶接事業者検査の計画
 - (2)検査対象の選定
- ①溶接事業者検査実施組織は、あらかじめ 法、施行規則等 に基づき適切に溶接事業者検査対象を明確にしておく | ①溶接事業者検査実施組織は、あらかじめ 電気事業法及び同施行規則等 に基づき適切に溶接事業者検査対象を明 確にしておくこと。
 - (3) 工程管理
 - 築しておくこと。この中で、不適合管理、識別、トレーサビリティ、溶接施工工場(製作部門)側との取り合い を明確にしておくこと。
 - (4)検査の方法の規定
- ①溶接事業者検査実施組織は、あらかじめ 法、施行規則等 に適合する溶接事業者検査の方法を規定しておくこと。| ①溶接事業者検査実施組織は、あらかじめ 電気事業法及び同施行規則等 に適合する溶接事業者検査の方法を規定 しておくこと。
 - 1.2.6 評価及び改善
 - (1)内部監查
- ①溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の実施体制について、次の事項が満たされているか否かを明確に①溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の実施体制について、次の事項が満たされているか否かを明確に するために、あらかじめ定められた間隔で内部監査する仕組みを構築し、維持していくこと。
 - a) 溶接事業者検査の実施体制が 電気事業法 に適合し、溶接事業者検査実施組織が決めた溶接事業者検査に関す る要求事項に適合していること。
 - b) 溶接事業者検査の実施体制が効果的に構築され、維持されていること。
 - ② \sim 4) (略)
 - 2. 検査の方法

審査機関は、溶接事業者検査実施組織に対する「検査の方法」について審査を行うに当たり、以下の事項につ いて審査しなければならない。

- 2.1. 一般事項
- ①溶接事業者検査実施組織は、法、施行規則等 に基づき、当該溶接事業者検査における検査対象箇所を適切に選│①溶接事業者検査実施組織は、電気事業法及び同施行規則等 に基づき、当該溶接事業者検査における検査対象箇 所を適切に選定していること。
- ②溶接事業者検査実施組織は、法第 39 条第1項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために|②溶接事業者検査実施組織は、電気事業法 第 39 条第1項に規定する技術基準に適合するものであることを確認す るために十分な方法で行うものであること。
 - $(3)\sim(5)$ (略)
 - 合は、検査対象電気工作物に対する溶接事業者検査に対して適切に適用されているものであること。

と、 3. 工程管理 3. 1.一般芋項 ①密接李業育権産実施組織は、芝、施行規則等と適合する密接李業者競素プロセスを情報していること。 4. 2. 2. 外部委託に対する要求事項の別権化 ②外部委託と対する要求事項の別権化 ②外部委託と対する要求事項の別権化 ②外部委託と対する要求事項の別権化 ③外部委託と対する要求事項の別権化 ③外部委託と対する要求事項の別権化 ③外部委託と対する要求事項の関権と ⑥の格性事業に関する要求事項 6. 品質マネシメントシステムに関する要求事項 6. 品質マネシメントシステムに関する要求事項 6. 品質マネシメントシステムに関する要求事項 6. 記録の保存 ②溶技事業者検査の合格基準、接査力は表及び検査に使用する設備の承部に関する要求事項 6. 記録の保存 ②溶技事業者検査の合格基準、接査プロセス及び検査に使用する設備の承部に関する要求事項 6. 記録の保存 ②溶技事業者検査の合格基準、接査プロセス及び検査に使用する設備の承部に関する要求事項 6. 記録の保存 ②溶技事業者検査の合格基準、検査プロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 6. 記録に関する要求事項 6. 記録に関する要求事項 6. 記録を発音の含格基準、接近つセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 6. 記録を定するものとし、第7号から第11号までは掲げる事項については、当該密核事業者検査と表記がの差別と、第7号から第11号までは掲げる事項については、当該密核事業を放金が上海の企業を変するものとし、第7号から第11号までは掲げる事項については、当該密核事業を成別の重要を受けるまでの期間保存するものののあること。 ②溶技事業者検査、施作制)を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査、対象的な適合主要が表が同の違気を変更活第3条第7項の通知を受けるまでの期間保存またののであること。 ②溶技事業に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大 次のいずれかに対応するもの。	
3. 工程管理 3. 1 一級非項 ①溶接事業育檢查実施組織は、 法、整行規則等に適合する溶接事業者檢查プロセスを構築していること。 4. 2. 2 外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②内・部委手を持定しいる。 3. 正報管理 金 内・高差を事業者検査の合格基準、検査方法、検査アロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 3. 上級に関する要求事項 3. 上級に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項 2. 出営マネジメントシステムに関する要求事項 3. 上級に関する要求事項 3. 上級に関する要求事項 4. 記録に関する要求事項 4. 記録に関する要求事項 4. 記録に関する要求事項 4. 記録に関する要求事項 4. 記録に関する要求事項 5. 3. 記録の保存 ② 浴技事業者検査を施制機は、浴技事業者検査の結果の記録について、第1号から第6号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を加速の結果の記録について、第1号から第6号までに掲げる事項については、当該溶接事業を接受主義の連絡性、浴技事業者検室の結果の記録について、第1号から第6号までに掲げる事項については、当該溶接事業を検査を連組機は、浴技事業者検査の結果の記録について、第1号から第6号までに掲したとし、第7号から第1号までに掲げる事項については、当該溶接事業を検査を連組機は、浴技事業者検査の結果の記録について、第1号から第6号までに掲したとし、第7号から第1号までに掲げる事項については、当該溶接事業を検査のであること。 ② なお、「総織的な検査実施体制」を構築している溶技事業を前の重知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ② なお、「総織的な検査実施体制」を構築している溶技事業を検査実施網底においては、形技事業を検査であること。 ② なお、「総統的な検査実施体制」を構築している溶技事業を検査実施網においては、形技事業を検査であること。 ② なお、「総統的な検査実施体制」を構築している溶技事事の重加を受けるまでの期間保存されているものであること。 ② なお、「総統的な検査実施体制」を構築している溶技事事のを第7項の通知を受けるまでの期間保存をしたい事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1 直大 次のいずなかに対応するもの。 3. 工程管理 4. 2. 4 答案を表しましての表し続い、	
3.1.一般事項 ①溶核事業名餘金実施組織は、 <u>速気事業決及び同施行規制</u> に適合する溶核事業名檢查プロセスを構築していること。 4.2.2 外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確化 ②外部委託に対する要求事項の明確にし、必要な場合には、次の事項のうも該当する事項を含めること。 a. 溶核事業者檢查に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうも該当する事項を含めること。 a. 溶核事業者檢查自、の適格性確認に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録を作者 e. 過費・業者検査の結果の記録について、第1号から第6号までに掲 e. ではる年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については、当該溶接事業 e. これにはが内な検査実施体制。を得楽している溶接事業名検査実施組織においては、当該溶接事業 アルの別数的な療用を示さ記録を次回の遺策 fl 東京 項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を得楽している溶接事業を検査と呼るまでの期間保存 こと。 添付資料3 審査基準に適合しない事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1. 重大 次のいずれかに対応するもの。	
①溶接事業者検査実施組織は、 <u>定、施行規則等</u> に適合する溶接事業者検査プロセスを構築していること。 1.2.2 外部委託に対する要求事項の明確化 ①外部委託する溶接事業者検査に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含めること。 品溶接事業者検査の合格基準、検査方法、検査プロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 b. <u>溶接事業者検査の</u> の適格性確認に関する要求事項 c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 5.3. 記録の保存 ②溶接事業者検査の解集側、溶接事業者検査の結果の配縁について、第15から第65までに掲げる事項については、当該溶接事業を検査を行った後最初の塗第5度全第5項において準用する送第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査でニュースルの効果的な選用を示す記録を次回の送第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査でニュースルの効果的な選用を示す記録を次回の送第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査で記録での場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大次のいずれかに対応するもの。	
と。 4.2.2 外部委託に対する要求事項の明確化 (外部委託する溶接事業者検査に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含めること。 a. 溶接事業者検査に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含めること。 a. 溶接事業者検査自一の適格性確認に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 d. 記録を審書を検査の合格基準、検査を主に選が含まます項においては、第4を表書を表示を必要を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表している容核事業を検査を実施組織は、溶がす事業を検査を実施組織に対いては、溶液溶液等 prob るを表示を表示を表しまい場合の取扱い a. 密を基準に適合しない場合の取扱い a. 記述を表示を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	
4.2.2 外部委託に対する要求事項の明確化 ①外部委託する溶接事業者検査に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を 含めること。 a. 溶接事業者検査の合格基準、検査方法、検査プロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 b. <u>溶接事業者検査し</u> の適格性確認に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 5.3. 記録の保存 ② 溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の結果の記録について、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の <u>法</u> 第 52 条第 5 項において準用する <u>推</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存するものとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査であること。 ② なお、「継続的な検査実施組制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査でニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>法</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ※ 計算科 3 善度基準に適合しない事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大次のいずれかに対応するもの。 4. 2. 2 外部委託に対する要求事項の開催化 ② 外部委託で対する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該含めること。 a. 溶接事業者検査の格基準、検査方法、検査プロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 がおれば、溶接事業を検査を作するものとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当 資格技事業を検査を行するのとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当 資格技事業を検査を指するのとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当 6 表別の保存 でするもの言とまます。 2 全様 2 と 9 が表述を使かます。 2 全様 2 を表別の言と表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	しているこ
 ①外部委託する溶接事業者検査に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含めること。 a. 溶接事業者検査の合格基準、検査プロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項	
含めること。 a. 溶接事業者檢查の合格基準、検査方法、検査プロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 b. 溶接事業者检查員の適格性確認に関する要求事項 c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 5.3. 記録の保存 ① 溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の結果の記録について、第 1 另から第 6 号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の送第 52 条第 5 項において準用する送第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ② なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の送第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ③ なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の送第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ③ なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の送第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ③ なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>造気事業法</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存とれているのであること。 ③ なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業を変し、変した。 「総定している溶接事業と第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存とれているものであること。 ③ なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業となお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を変し、変している溶接事業を変しないまであること。 ② なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業となお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を変しないまであること。 ② なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を変しない。 ② なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を変しないまであること。 ② なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を検査実施組織においては、溶接事業とない、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を変しないであること。 ② なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を変しないて、溶接事業を変しない、「継続的な検査実施体制」を構築しない関係を受けるまでの期間保存されているものであること。 ③ なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を使用を受けるまでの規制の表表を使用を示す記録を次面を関係するとないまでは、「単位は、はないなど、対象を変しない、「単位は、はないなど、はないなど、ないなど、はないなど、はないなど、ないなど、はないなど、はないなど、はないなど、ないなど、	
a. 溶接事業者檢查の合格基準、検査方法、検査プロセス及び検査に使用する設備の承認に関する要求事項 b. <u>密接事業者檢查員</u> の適格性確認に関する要求事項 c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 5. 3. 記録の保存 ① 密接事業者檢查與超組被は、溶接事業者檢查の結果の記録について、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項については5 年間保存するものとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については5 年間保存するものとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については 5 年間保存するものとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当該溶接事業者檢查を行った後最初の <u>と</u> 第 5 5 章 5 章 において運用する <u>送</u> 第 5 1 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ② なお、「継続的な檢查実施体制」を構築している溶接事業者檢查実施組織においては、当該溶接事業者檢查マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の送第 5 1 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 添付資料 3 審查基準に適合しない場合の取扱い 2. 審查基準に適合しない事項の分類検出された審查基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大次のいずれかに対応するもの。	áする事項を
b. 溶接事業者検査員の適格性確認に関する要求事項 c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 5.3. 記録の保存 ①溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の結果の記録について、第1号から第6号までに掲げる事項については、5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の送第52条第5項において準用する送第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ③なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1. 重大次のいずれかに対応するもの。	
c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 記録に関する要求事項 5.3. 記録の保存 ①溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の結果の記録について、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の <u>法</u> 第 52 条第 5 項において準用する <u>送</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>送</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 添付資料 3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大次のいずれかに対応するもの。	求事項
d. 記録に関する要求事項 5.3. 記録の保存 ①溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の結果の記録について、第1号から第6号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までは掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までは掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までは45年業と第52条第5項において準用する <u>電気事業法</u> 第51条第7項の通知を受けるまで表もの。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業であること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業であること。 ※付資料3審査基準に適合しない場合の取扱い 2.審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1. 重大次のいずれかに対応するもの。	
5.3. 記録の保存 ①溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の結果の記録について、第1号から第6号までに掲げる事項については5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第52条第5項において準用する法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大次のいずれかに対応するもの。	
①溶接事業者検査実施組織は、溶接事業者検査の結果の記録について、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項については 5 年間保存するものとし、第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の送第 52 条第 5 項において準用する送第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の送第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の送第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ③なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の選気事業法第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業アルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>電気事業法</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存のであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業アルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>電気事業法</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存のであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業アルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>電気事業法</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存のであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業であること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業であること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業であること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業と、第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存のであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業と、第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を検査実施組織においては、溶接事業と、第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業と、第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存する。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を検査を実施組織においては、溶接事業と、第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの対域を受けるまであること。 ②なお、「維続的な検査実施体制」を構築している溶接事業を検査を実施を表しているに表し	
いては5年間保存するものとし、第7号から第11号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第52条第5項において準用する法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2.審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1.重大次のいずれかに対応するもの。	
た後最初の法第52条第5項において準用する法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存するものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業を検査であること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業アルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>電気事業法</u> 第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存のであること。 添付資料3審査基準に適合しない場合の取扱い 2.審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1.重大次のいずれかに対応するもの。	げる事項につ
と。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業である。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業であること。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業での効果的な運用を示す記録を次回の <u>電気事業法</u> 第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存のであること。 ※付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2.審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1.重大次のいずれかに対応するもの。	≨検査を行っ
②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業者検査マニュアルの効果的な運用を示す記録を次回の法第51条第7項の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。 添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2.審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1.重大次のいずれかに対応するもの。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業である。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業である。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業である。 ②なお、「継続的な検査実施体制」を構築している溶接事業者検査実施組織においては、溶接事業であること。 ※付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2.審査基準に適合しない事項の分類検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2.1.重大次のいずれかに対応するもの。	そでの期間保
アルの効果的な運用を示す記録を次回の <u>法</u> 第 51 条第 7 項の通知を受けるまでの期間保存されているものである こと。 添付資料 3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大 次のいずれかに対応するもの。	
こと。のであること。添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い2. 審査基準に適合しない事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。2. 審査基準に適合しない事項を次のように分類する。2. 1. 重大 次のいずれかに対応するもの。次のいずれかに対応するもの。	á検査マニュ
添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い 2. 審査基準に適合しない事項の分類	られているも
2. 審査基準に適合しない事項の分類 2. 審査基準に適合しない事項の分類 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。 2. 1. 重大 次のいずれかに対応するもの。	
検出された審査基準に適合しない事項を次のように分類する。	
2.1. 重大 次のいずれかに対応するもの。 次のいずれかに対応するもの。	
次のいずれかに対応するもの。	
(1)法令に対する違反又は保安に重大な影響を与えうる可能性がある事象を自ら検出できずに、適切な処置がなさ (1)法令に対する違反又は保安に重大な影響を与えうる可能性がある事象を自ら検出できずに、適切	ょ処置がなさ
れていない場合	
【例示】	
$(a) \sim (c)$ (略)	
(d)安全管理審査の受審を適切に行っていない場合(<u>法</u> 第52条第3項) (d)安全管理審査の受審を適切に行っていない場合(<u>電事法</u> 第52条第3項)	
(e)溶接事業者検査の未実施の場合(<u>法</u> 第52条第1項) (e)溶接事業者検査の未実施の場合(<u>電事法</u> 第52条第1項)	
(f) (略)	
添付資料 4 民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査に対する安全管理審査 添付資料 4 民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査に対する安全管理審査	
3. 民間製品認証の要件 3. 民間製品認証の要件 3. 民間製品認証の要件	
民間製品認証制度を活用するに当たり、民間製品認証に関する以下の要件を満たす必要がある。 民間製品認証制度を活用するに当たり、民間製品認証に関する以下の要件を満たす必要がある。 民間製品認証制度を活用するに当たり、民間製品認証に関する以下の要件を満たす必要がある。	
①・② (略)	
③民間製品認証が、技術基準及び <u>技術基準解釈</u> に適合するものであること。	
【改正履歴】 【改正履歴】	
平成 25 年 7 月 8 日改正 平成 25 年 7 月 8 日改正	
平成 26 年 6 月 30 日改正 平成 26 年 6 月 30 日改正	
<u>平成 28 年 2 月 25 日改正</u>	